

令和3年8月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年8月4日(水)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 赤坂 敏明
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 甚野 益子
委 員 石崎 貴朗
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 本道 篤志
施設担当理事 岩間 俊哉
スポーツ推進担当理事 樫葉 浩司
教育総務課長 田倉 元
教育総務課学校施設担当参事 福島 敏
教育総務課教職員担当参事 山岡 史賢
教育総務課教育振興担当参事 北浦 勝則
教育総務課学校給食担当参事 杉浦 勇人
学校教育課長 藤原 義弘
学校教育課学校指導担当参事 和田 哲弥
学校教育課人権教育担当参事 渡辺 健吾
生涯学習課長 大引 要一
青少年課長 中岡 俊夫
スポーツ推進課長 山路 功三
文化財保護課長 中岡 勝
(庶務係)教育総務課長代理兼係長 山本 建志
5. 本日の署名委員 委 員 山下 潤一郎

議事日程

(報告事項)

報告第19号 教育委員会後援申請について

報告第20号 教育委員会後援実施報告について

報告第21号 泉佐野市文化財保存活用地域計画の認定について(文化財保護課)

議案第20号 泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例の制定について

(生涯学習課)

議案第21号 泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について(文化財保護課)

(午後2:00開会)

奥教育長

ただ今から令和3年8月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は山下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、本日の審議に入ります前に、7月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

奥教育長

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、畑谷委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第19号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料19に基づいて説明。

新規0件、継続5件、計5件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

石崎委員

KIXの泉州国際マラソンなのですが、今年の第28回の場合は、GPSか何かで走られたと聞いていたのですが、今年は、開催はまとまってする予定なのでしょうか。

山路スポーツ推進課長

従来どおりにコースを走るような事にするのか、また、最近新型コロナウイルスの新規感染者も増えてきておりますので、昨年のようなオンライン開催にするのかといった所を9市4町でそれぞれ意見をまとめて、今月末か来月早々に実際どうするのか決める予定です。

石崎委員

分かりました。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第19号を終わります。

次に、報告第20号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

報告第20号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料20「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回1件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第20をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第20号を終わります。

次に、報告第21号「泉佐野市文化財保存活用地域計画の認定について」を議題といたします。報告をお願いします。

中岡文化財保護課長

報告第21号、泉佐野市文化財保存活用地域計画の認定について、ご報告申し上げます。

「泉佐野市文化財保存活用地域計画」は、令和3年7月16日（金）に開催された国の文化審議会において文化庁長官に答申され、同日に文化庁長官の認定を受けました。

詳細は市のホームページでも掲載させていただきましたので、デジタルで見ることができます。

概要につきましては、パワーポイント形式で文化庁に提出し、文化庁HPに掲載された資料を添付させていただきました。

令和元年度に学識経験者・文化財所有者・地域住民・関係団体・行政関係者から構成される泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会を発足させ、平成31年に策定した「泉佐野市歴史文化基本構想」をより具体的な措置を加え、地域活性化や観光振興に資する歴史文化資源（指定登録文化財や日本遺産等）を活かしたまちづくりを進めるための審議を重ね、泉佐野市文化財保護審議会やパブリックコメントでの意見聴取を経て、本計画を作成いたしました。計画期間は、令和3年度（2021年）認定後から令和10年度（2028年）までの8年間です。歴史文化の特徴を抽出し、資料の表面上段に書いてありますように4つの関連文化財群に分類し、事業効果をより高めるため、テーマとストーリーを3つの日本遺産を包括して施策を実施する計54の措置（実施計画）を明確にしました。

この計画によりまして、未指定文化財についても国の様々な補助金助成が可能となりました。簡単ですが以上です。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

保存は勿論の事ですけど、地域の泉佐野市の為に活性化して、活用していくという計画です。

中村委員

「泉佐野市文化財保存活用地域計画」の57ページを見て、以前から赤坂委員と話し合っていた事ですが、「紀州街道」や「孝子越街道」など、この地図を見ればわかりますが、観光ボランティア協会がいろんな所に表札作って下さったり、ご存知の方もいると思いますが、「ここから熊野古道になるんだよ」とか、そういう町探検を兼ねた学校の取組みなどについて、学校教育課との連携をしてはどうでしょうか。

中岡文化財保護課長

勿論、この計画書の中に学校教育との連携を求めさせていただいておりますし、それを文化庁も推奨されております。

今後の事になりますが、日本遺産の方で今年度は北前の「佐野町場」と「日根野土丸大木」の案内板を設置していくという形には進むのですが、街道の案内板、そういった物については観光協会の方にお任せしております。

ポイント・ポイントの保存は、文化財保護課の方で行いますが、その間をつなぐ道については、権限がございません。

そういったものを丁寧に地図にして、基本的な街道など周遊出来るものは日本遺産としてきちんと整備していく予定です。

中村委員

よろしく願いいいたします。

畑谷委員

大將軍湯ですが、今後の方針はどうなっていますか。

中岡文化財保護課長

現在は調査が一旦終了しておりまして、今年度については、耐震補強する計画と、どういう風な中身で活用するのかという基本設計するという方針になっております。

確実に分かっている年代でいくと、昭和11年までのものは確実に記録が残っております。ただ、それより以前のものでおそらく大正時代まで遡る可能性があるのですが、今の建物は別の方から譲り受けております。勿論、戦前の銭湯という事には間違いないのですが、花崗岩を使った石の浴槽で、床も御影石を使った非常に珍しい内部が残っております。

また、元々平屋だったものを途中で二階を増築してという事がわかってまして、今の形態は、愛媛の道後温泉のような作りになっておりますので、今後お風呂の形を確実に残しまして、耐震補強を確実にさせていただくという作業がいきます。

実際お風呂としてもう一度再生されるのかという所ですが、どちらかというところ、今後の提案とか、いろいろな周囲・周辺幅広く意見をいただく中で、お風呂の規律を少し狭めて、佐野町場の中で無い物を出来るだけ入れていきたいという所で、例えば、カフェサロンのようなイメージをその中に入れて、休憩してもらえる所をつけたいという意見もかなり多くありましたので、そういった形におおそくなっていくだろうなというところではあります。

これを今年度末までに決めてしまわないといけないので、来年度出来るだけ耐震補強の工事に入らないと屋根が随分傷んでおり、ブルーシートをかけた状態で維持しておりますので、その辺りを少しずつ補修して、出来れば令和5年中にはオープンしたい形になっております。

奥教育長

よろしいですか。他いかがですか。

赤坂委員

道標についてですが、鶴原の鶴沢橋あたりのところに残っている孝子越街道、紀州街道の分岐の道標や、市場のところにある粉河街道と熊野街道の分岐の道標について、この碑の場所が道にあるのか、個人の土地にあるのか、これによって保存とかの仕方が違ってくると思うのですが、この碑の住所はどうなっているのでしょうか。

中岡文化財保護課長

道標の難しいところは、道路とか認知工事した時に少しずつ動いてしましまして、向きが違ったりするのですが、民間の所有となっている所と、誰の所有地でもない土地があつたりしますが、一番多いのは町会が管理されている事が多いのかなと思います。

あと、個人が管理されているところもあるとは聞いていますので、そこは街道の境界で重要なところについては調査、整備をして日本遺産として整理していかないといけないと思っています。

赤坂委員

なかなか難しいところですね。

中岡文化財保護課長

1番難しいですね。道とか道標は1番最後に残る文化財になります。

赤坂委員

大宮町の熊文の前の地蔵は、道標と兼ねたような地蔵さんですけど、粉河街道の起点と孝子越街道の道標になると思うので、町内の有志で地蔵をお守されている無番地などの管理が今現在されていない文化財は、積極的に回っていただけたらいいなと思っています。

同じ様な事ですけども、51ページの「無形民俗文化財」の中の「牛神信仰」で、牛神祭りが行われる地域がありますが、この碑が市内に沢山残っていると思うんです。

前に牛神の碑が載っている地図を見たことがあるのですが、今現在残っているのか、保存状態はどうなっているかお聞きしたいのですが。

中岡文化財保護課長

この本を作る時に市は何をするかと言いますと、市内全部の指定されていない道標も全ての物を洗い出してリスト化します。

未指定で1400、指定文化財が65あるので、1500件ぐらいは所在は把握していることになっていますが、リストを作るというのが文化財の部署では非常に問題でして、簡単にはできないんです。

泉佐野の場合は泉佐野市史と歴史館がありましたので、社会教育でも審議会で指定文化財を追いかけていましたので、調査については他市に比べて行っていますが、この計画を出すところまでいかないというのはそこが理由です。

牛神も泉南地域特有です。泉州は農作業が盛んだったこともあり、牛神信仰が非常に強くて、各地区に何個か残っています。

場所の事についてはポイントでお示しは出来ると思います。

赤坂委員

お願いしておきます。

奥教育長

よろしいですか。他いかがですか。

甚野委員

私は泉佐野市に住んで何十年と経ちますが、大阪市内に近づくにつれて、泉佐野市は印象的に地味かなという印象があります。

何が地味かなと考えたんですけど、色がないかなと思ったんですね。色があると言ったら神社の鳥居とか、建物で赤い色を使われているのですが、それは緑の奥まったところには鎮座されているのですが、人が通るところには色がないように思うんです。

これだけ文化財とか、地域のいろんな史跡とかをまとめていただいているのに、もう少し認知される為には、例えば、衣通姫のところにも可愛い衣通姫のイラストで、カラフルな色の立て看板を立てたり、大井関であれば、桜色の看板があればと思います。

中岡文化財保護課長

おっしゃる通りで、私が1番気にしているところです。

泉佐野市で案内板がないのは昔からひどい状態かなと思っています。

実際まとめさせていただいていますが、実は凄い物がいっぱいあるんです。海から山までありまして、近隣の市、岸和田市にも負けていないと思っています。

衣通姫に関しては、衣通姫の近くに休憩所施設を基本設計で考えており、できるだけ見える形で、重要な所には案内板か案内版に近い何かを設置していきたいと思っています。

甚野委員

よろしくお願いいたします。

景観を損なわないという範囲となると難しいかなと思うんですね。ピンクや赤を使って看板を作ると派手すぎるという意見も絶対出ると思うんですけど、今の時代はアニメで目に入って来る時代だと思いますので、印象付けるには1つの方法かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

奥教育長

ありがとうございます。他いかがですか。よろしいですか。

無いようでございますので、以上で報告第21号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第20号「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

大引生涯学習課長

それでは、議案第20号「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例」制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。なお、本条例につきましては、本委員会でご承認いただいた後、市議会9月定例会に上程させていただきます。それでは、恐れ入りますが議案書をご覧ください。

本条例の提案趣旨といたしまして、読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、文化的な社会の発展に不可欠なものです。しかし、近年

の各種情報メディアの急速な発展やデジタルコンテンツの普及により、読書活動を取り巻く環境が劇的に変化し、読書離れ・活字離れが懸念されている状況にあることから、「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例」をご提案させていただきました。

この条例は、決して読書を強制するものではありません。市民一人ひとりの自主的な読書活動のもと、市民と行政が一緒になって読書に親しむ環境づくりに努め、その中から広い知見を持った市民が生まれてくるならば、おのずと心も知識も育まれていくと考えます。

また、このまちに誇りを持ち、このまちに住み、子どもたちを産み育てたいという若者や豊かな人生を送りたいという人々が溢れてくることを期待し、読書による人づくりや、まちづくりの道しるべとなるべく、本条例をご提案させていただきます。

各条項の主な内容でございますが、第1条の目的としまして、「この条例は、市民の読書活動を推進するため、基本理念を定め、市の責務及び学校、地域等における取組を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の知的で心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。」といたしました。

これは、市の責務を明記し、学校・地域等の取り組み、協力等によって、読書活動の推進を図り、市民の知的で心豊かな生活と活力ある社会の実現に資するものであることを目的として定めております。

第2条、定義といたしまして、「学校等」、「児童等」、「図書館等」、「学校図書館」、「視覚障害者等」、「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」に分けて、それぞれ規定しております。

次に、第3条、基本理念といたしまして、「読書活動は、市民が言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものであることから、市民一人一人が、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的及び容易に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。」といたしました。

これは、読書活動の重要性を紐解き、市民が読書活動に取り組む機会と取り組みやすい環境の整備を推進していく旨を基本理念として定めております。

次に、第4条、市の責務としまして、「市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する。市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、図書館等、学校等その他の関係機関及び民間団体との相互の連携の促進に努めるものとする。」といたしました。

これは、市の責務として、市民の読書活動の推進に関する施策の策定と実施、その施策を円滑に実施できるように、各関係機関との相互連携の促進に努める旨を規定しております。

次に、第5条、図書館等の機能の充実としまして、「1項では、市は、図書館等の蔵書の充実、インターネットを利用した図書館等と学校図書館との間における図書館資料の検索、貸借のための情報の共有等の読書活動の推進に必要な環境の充実に努めるものとする。2項では、市は、図書館等において、読書活動を支援するため、読書活動の普及及び啓発、読書活動を通じた交流の機会の提供等の取組の実施に努めるものとする。3項では、市は、図書館等の視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実及びその利用が円滑になされるための支援の充実その他視覚障害者等による図書館等の利用に係る必要な整備に努めるものとする。4項では、市は、市民と外国人が互いの異な

る文化、生活習慣等の理解を深めるため、図書館等の外国語の図書館資料、各国事情に関する図書館資料等の充実及びその利用が円滑になされるための支援の充実その他外国人による図書館等の利用に係る必要な整備に努めるものとする。」といたしました。

これは、1項では、図書館の資料の充実とインターネットを活用した公立図書館と学校図書館の資料の情報共有と連携を明記し、2項では、図書館による読書活動の普及及び啓発活動、読書活動を通じた交流の機会の提供等を明記し、3項では、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実とその利用のための支援の充実を明記し、4項では、市内在住外国人の方のための資料の充実と図書館利用に係る支援と整備の充実を明記し、各項目ともに図書館等の機能の充実として努める旨を規定しております。

次に、第6条、市民の取組としまして、「市民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を行い、相互の交流に努めるものとする。市民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えるよう努めるものとする。」といたしました。

これは、市民の取組として、より積極的な読書活動への参加と家庭における読書活動の親しみ、関心を深めることなどを努めていただけるよう、規定したものであります。

次に第7条、学校等における取組といたしまして、「学校等は、それぞれの学校等の特色及び児童等の発達段階に応じた読書活動の推進に努めるものとする。学校等は、市が実施する読書活動の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」といたしました。

これは、学校等における取組として、学校としての読書活動の推進と市の読書活動推進施策の連携に努める旨を規定しております。

次に第8条、地域における取組といたしまして、「図書館等、学校等その他の読書活動に係る機関及び読書活動を推進する団体等は、地域において相互に協力して、市民の図書館等の積極的な利用を促進するとともに、市民が読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。」といたしました。

これは、読書活動の推進活動を支援いただいている各ボランティア団体や地域において、市民のより積極的な図書館等の利用促進や、読書への興味・関心を深めるような環境整備などに努めていただけるよう、規定したものであります。

次に第9条では、他の計画等との整合性の確保として、(平成13年法律第154項)子どもの読書活動の推進に関する法律、その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保についてを規定しております。

次に第10条では、読書活動推進月間として、毎年11月を市民の読書活動推進月間と定め、市民の読書活動への関心と理解、取り組み意識の向上となる読書推進啓発活動などを実施する期間として定める旨を規定しております。

次に第11条では、財政上の措置として、市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める旨を規定しております。

次に第12条では、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める旨を規定しております。

最後に附則といたしまして、この条例は、令和3年11月1日から施行する旨を規定しております。

説明は以上となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま生涯学習課長より説明がありましたが、非常に重要な条例になってくるかと思っております。

国際都市泉佐野市という事で、世界に羽ばたくというのは重要な所ですが、産業とか経済活動が活発になって、物的に豊かになることは勿論のこと、その根底には我々市民の知的好奇心と言いますか、心が豊かになるような、精神的な文化の香りが高い都市を目指していくという事は大事な事かと思えます。

「読書活動推進条例」はそういった事を進めて行く重要な条例になってくると私個人的には思っております。

後は教育に関わる事でも非常に大事な事かなと思っておりますし、文化財保存活用計画もそうですけれども、文化的に泉佐野市も水準が高い都市になっていったらなと思っております。

今までも、読書活動についてはいろいろ協力的な取り組み等の説明もさせていただいておりますけれども、いよいよ条例が出来るという事で、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

甚野委員

泉佐野市には図書館がいくつかありますが、結局、図書館に足を運ぶか運ばないかというのが本に近づく大事な事だと思うんですね。

自分で黙読するより誰かが情感を込めて読んでいただいた時に、インスピレーションが湧いてくるような感じで、人が読んでいるのを聞くっていうのは、結構大事な事かなと思ったりしたんですね。

例えば、小学校、中学校に図書館の職員が出向いて、読み聞かせをしていただくとか、担任の先生の声で読んでいるのではなくて、専門の方が来られて読んでいただく本の内容は入ってくる感じが違うと思うんです。そうなれば、本に近づく1つの道ができるのではないかと思いました。そういう活動とかは図書館の方ではされているのでしょうか。

大引生涯学習課長

直接図書館司書が出向いて、読み聞かせするようなイベントはさせてもらっていないのですが、図書委員の活動の際に、図書館の司書が洗書のアドバイスとか、本の整理のアドバイスとかというのは行かせてもらっています。

学校での読み聞かせの部分については、学校司書が図書の時間に行っている所もあります。

ただ、私も7月から教育総務課の学校図書の担当もさせていただくようになって、学校との交流もさせていただいてる中で、今後学校司書の配置も日数を増やしていったりとか、中央図書館司書との連携を取ったりとか、学校司書も中央図書館の指定管理者と同じTRC(図書館流通センター)の

業務委託で学校の方に入らせていただいている関係もあって、今連携が濃く取れております。この連携を活かして、今後学校の方に図書館の司書が何かお手伝いに行ったり、もしくは逆に、学校の司書から中央図書館に何かリクエストいただいて、図書館として何らかの形で学校に関わっていくような取り組みは出来るのではないかと考えております。

去年からは全小学校に移動図書館を行かせていただいております。かなりの利用冊数をいただいておりますので、今後も啓発的な事は続けていけたらなと考えております。

甚野委員

ありがとうございます。

中村委員

こども園がまだ市立幼稚園だった頃に、PTAに募集があった「ルピナスの会」という読み聞かせの団体があった記憶があるのですが、今はどのような状況ですか。

大引生涯学習課長

ルピナスさんは存在しております。

こども園にも行っていますし、小学校の方にも行っていただいております。

生涯学習センターの方でも、小さいお子さんの対象から小学校も含めてなんですけれど、「ルピナスのお話し会」をさせていただいております。イベントとして「読み聞かせの会」いうのも継続してさせていただいております。

奥教育長

条例でも「地域等における取組」と書いてくれているので、市民の中でも盛んになってきていて、子どもたちのためにやっていただくとか、子どもだけではなく市民の皆さん自身がそういう風な豊かさを求めてされるという事になるのかなと思いますので、条例は非常に大事かなと思います。

他にございませんか。

山下委員

第5条、第6条とか市の書き方かも分かりませんが、「1」がなくて「2」「3」「4」でいいのですか。

本道教育部長

条例の決まりの話なんですけれど、第5条の「1」は省略されていて、これは第1項です。条の後が「項」。「2」が第2項です。書き方として1項の「1」はないんです。

()の数字は「号」になります。号の場合は(1)(2)という風に省略されて書かれています。

山下委員

「項」や「号」を書いたらいいと思いますが。

本道教育部長

「第5条 市は、」以降の文章は第5条第1項と説明します。

山下委員

一般市民の皆さんが見たら分からないかなと思ひまして。
分かりました。

奥教育長

よろしいですか。他いかがですか。

無いようでございますので、議案第20号「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第21号「泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

中岡文化財保護課長

議案第21号、泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。教育委員の皆様には、資料の一部に修正がありましたので差し替えさせていただいておりますので、ご了承下さい。

本協議会は、歴史的建造物の保存と計画に関する事項を調査審議するためのものでして、現在は本町にあります国登録文化財「大將軍湯」をこの協議会で調査審査しております。

これまで建造物、近代化遺産、建築デザイン等の各分野の学識経験者として令和元年7月22日より岸泰子委員ほか3名と令和元年12月17日より登谷委員の5名の方に委員委嘱をしておりましたが、令和3年7月21日をもって任期が終了いたしましたので、引き続き、任期満了に伴いすべての委員に再任をお願いしたいと考えております。

今回の委嘱につきましては、任期が終了する前の7月教育委員会にて、ご承認いただくべきところですが、おはかりするタイミングを逃してしまい事後となり大変申し訳ありません。

任期につきましては、本協議会規則第4条の規定に基づき、2年間で予定しております。

これらの方々には近年の本市の文化財保護業務に関わる実績があり、今後取り組むべき施策の指導を得るために、現地に精通し、適切なお指導を賜れるの方々として適任であると考えております。

以上、定数10名に対して再任5名の委員に本協議会委員として再任で委嘱をお願いしたいと考えており、ご承認をいただきたく提案するものでございます。

簡単ですが以上です。

奥教育長

ただいま文化財保護課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第21号「泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

その他で何かありませんでしょうか。

山路スポーツ推進課長

2週間前の総合教育会議で、中村委員から評価における教育振興基本計画の内容について、「明るい内容」とか「スポーツを楽しむという事が感じられない」というご意見をいただきまして、本日カラーの資料があると思うのですが、1ページの下の方に「市民にスポーツの楽しさや喜びを体感していただき、スポーツ人口の増加に努めてまいります。」という文言を入れさせていただきましたのと、2枚目の裏の4ページ「楽しむ機会をつくることで体力の向上と健康の増進に繋がるとともに、長年にわたりスポーツを継続することができる」という文言に修正させていただきたいと思っております。

中村委員

ありがとうございます。

奥教育長

総合教育会議で審議していただいたことを反映して、文言の修正を加えたという事ですが、よろしいですか。

他にございませんか。

甚野委員

先月か先々月にいただきました大阪府の教育委員名簿なんですけど、委員の名前が書かれていて、生年月日を書いてあって、いつ就任されたかが書いてある内容なんですけど、生年月日の年月日はいらんんじゃないかと思うんですね。

今個人情報の管理が厳しい時代に、何年はいるとは思いますが、何月何日まで書いてしまうとはっきりと特定されてしまいますので、それがもし流出してしまったりする危険もあると思いますので、何年生まれはいると思いますが、後の年月日はどうかと思いました。

奥教育長

年齢を書いていたらいいいという事ですか。

甚野委員

個人情報で生年月日が分かると特定されてしまいますので。

中村委員

他の市町村だったら、職種まで、弁護士とか教授とか書いてあるところがありますね。

奥教育長

どこにも出回らない部分だとは思いますが。

甚野委員

見ましたら全部に対して生年月日をセットで書かれていました。

奥教育長

見ていたらこの人は何歳でバランスが取れているとか、年齢が入っていたらよく分かるなどは思うのですが。

甚野委員

年齢は必要だとは思いますが。

奥教育長

生年月日ではなくて、その年の年齢を書いていたらいいいですか。

甚野委員

そうですね。個人情報なので、生年月日は必要ないと思います。

奥教育長

職業とか書いているのもありましたね。なんで職業がいるのかは分かりませんが。また意見として賜っておいて何かの機会に報告したいと思います。

甚野委員

よろしく願いいたします。

奥教育長

他にごぎいせんか。

石崎委員

プールなんですけど、プールの開校は人数制限しているとお聞きしたのですが、今の状況はどういう風にされているのでしょうか。

山路スポーツ推進課長

新たに今年度オープンしたという小学校のプールがいくつもございまして、基本は2グループに分けて、各日で平日の場合は午後のみ開けています。

土曜日、日曜日につきましては、1個のグループは午前、もう1つのグループは午後という事で、土、日曜日に変えてという開け方をしています、新型コロナウイルス感染症の関係で一般開放もしていないという市もある中で、本市の方では少しでも子どもたちにプールで遊んでもらえたらという事もあって、感染対策で、人数制限をかけているんですけど、子どもたちも自分の学校にできたプールという事で泳ぎに来られて、営業する前から並んで、結局入れず外で待っているというプールがあちこちございまして、管理運営の方から管理者にお願いはしているんですけど、その日3時間開くのであれば1時間半経った時点で放送してもらって、外で待っている人たちがいるので、ご協力いただける方は譲ってくださいという事で、何人か帰っていただいて、待っている子が入れたというプールもあれば、ずっと待っていて結局入れなかったという保護者からの苦情もあります。ただ人数制限の説明の方を保護者の方にさせてもらったら、人数制限についてはご理解していただきまして、あとは、時間制限をしてほしいという意見もあるのですが、今後の参考にさせていただいて、一般開放を考えていきたいなと思っております。

石崎委員

日根野プールですが、小さい子どもと一緒にいったところ「入場制限があるんです」と言われて入場できなかったことがありました。みんなが入場できるようないい方法があればご検討いただけたらなと思います。

奥教育長

夏休みは残りまだありますけれど、聞いていたら時間制限でもこういう状況ですから「1時間で出てね」と言うか、何か対策をしないといけない気はしますね。

山下委員

時間制限はなかったんですか。

山路スポーツ推進課長

2年前は朝から夕方まで開けていました。今は時間制限設けると、更衣室で着替えの際に密になるという事も懸念されますし、3時間とか2時間半という今の開け方ですと、オープンして30分後に入ってくる子どももいて、「後30分で帰って」というのも難しいというところもありますので、今年度につきましては時間制限というのは設けていません。

中村委員

例えば各プールの入場待ちの分かるシステムやホームページとかがあればいいと思います。

奥教育長

保護者と一緒だったらいいですが、子どもだけだったら校区を出たらいけないとか決まりがあったりするので、なかなか難しいですね。

山下委員

日根野の人は日根野プールは無料なんですか。

山路スポーツ推進課長

どこの学校のプールをご利用させていただいて結構なんですけれども、市内の中学生までの子どもについては無料です。

奥教育長

また検討よろしく願いいたします。

他にございませんか。

田倉教育総務課長

最後に「泉佐野市教育振興基本計画・改定版」策定に向けた今後のスケジュールという事で、1枚配布させていただいているのですが、7月21日に泉佐野市総合教育会議にて審議いただきまして、先程スポーツ推進課でも修正のあるところをご報告いただいたのですが、今後來週8月9日(月)から8月29日(日)までパブリックコメントの方を募集させていただきまして、9月の定例教育委員会会議でパブリックコメントの方の状況報告をさせていただきます。

9月中旬から下旬にかけて議会の方で報告をさせていただいて、最終10月の定例教育委員会会議の方で計画の最終決定という事で考えておりますので、よろしく願いいたします。

奥教育長

田倉教育総務課長から説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。無いようですので、この様に進めさせていただきます。

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の9月の定例教育委員会会議は令和3年9月1日水曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時8分閉会)